

参院予算委員会・紙智子議員がTPP政府対応を徹底追及。重要五項目の「除外」なしを「例外」とごまかし、影響試算はでたらめな計算と批判

紙智子議員は、7日の参院予算委員会で、政府が国会に求めるTPP承認案が重要5項目は、再生産可能となるよう「除外」するとした国会決議にいかんかを徹底して追及しました。さらに政府の影響試算のずさんさも明らかにし、「自治体からも政府の試算は信用されていない。こんなデタラメな計算のままでTPP関連法案の閣議決定をするなんて許されない」と安倍首相に協定承認案と関連法案の提出中止を迫りました。



質問する紙議員
=3月7日 参院予算委員会
(写真はしんぶん赤旗提供)

渉内容は言えないというのは、おかしいですよ」と厳しく迫り、「TPPの文書では、関税を引き上げてはだめ、関税を撤廃する、そして、関税の撤廃時期の繰り上げ検討するため協議する。つまり加速するという仕組みが入っている。」「除外規定がないことは、全て関税見直しの対象になるということです。後戻りできない関税撤廃に突き進む協定だということです。明らかに国会決議違反ではありませんか。」と重ねて批判しました。

紙議員は、米国通商代表部の「貿易のための農業政策諮問委員会」の報告が「われわれはどの物品も除外されなかったことに留意し、TPPの適用範囲を称賛する」と喜びの声を上げていることを指摘しました。また、政府がいくら例外を確保したと言っても関税撤廃が大きな衝撃となり、JA組合長の92%が国会決議を「守れていない」と答えていることをあげ、「到底納得いかない」とこの声を受け止めるべきだと迫りました。(裏面へ)

紙議員は、2013年4月の国会決議が「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について除外の対象とすることとなっているわけです」「決議は除外となっているけれども、除外できたんでしょうか」と繰り返し追及しました。安倍首相は、「農林水産品の約2割に関税撤廃の例外を確保した」とごまかし答弁、石原伸晃経済再生担当相は、「TPP協定に『除外』はございません」と認めました。

紙議員、「重大な問題ですよ。国会決議の重みを何ととらえているのか。日本がこれまで結んだ各国とのEPAには除外規定がちゃんとある。重要品目が含まれて除外規定がある」「総理は例外と言うが、例外と除外は違う。例外は関税の見直し対象になる。除外は見直しの対象から外れる。国会決議は例外と書いていない。そもそも除外するよう要求したんですか」とたどしました。安倍首相は、「交渉の中身については申し上げることはできない」と述べ、要求していないことを事実上認めました。紙議員は、「最初から要求しなかった、しかし国会決議は守っているって、おかしいじゃないですか。国会決議は除外と書いてある。それを後ろ盾にして交渉したと言ひ、その交

外務省提出資料から紙智子事務所作成

除外規定の意味について、外務省の回答(2016年2月10日)

- (1) 日豪EPA附属書第一編第1節1(v)において、「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税に係る約束の対象から除外される旨規定している。
- (2) また、これらの品目については、関税に係る約束に関する他の規定における見直し等の対象とならない。

環太平洋パートナーシップ協定(署名用テキスト仮訳文①)

第2・4条 関税の撤廃

- 1 いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、現行の関税を引き上げ、又は新たな関税を採用してはならない。
- 2 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、附属書2-D(関税に係る約束)の自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃する。
- 3 いずれかの締約国の要請に応じ、当該要請を行った締約国及び他の1または2以上の締約国は、附属書2-D(関税に係る約束)の自国の表に定める関税の撤廃時期の繰り上げについて検討するため、協議する。